

新型コロナウイルス感染症に対する各種支援(事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関し、安来市や県、国等の各機関が実施している主な支援策について、一覧表を作成しました。詳しい内容については、記載しております各担当窓口へお問い合わせください。記載している情報は集約した時点のものであり、随時更新します。

国の事業
県の事業
市の事業

令和2年9月18日現在

分野	名称	概要	対象	募集・決定の時期等	問い合わせ
支払が困難なとき	市税(法人市民税、市県民税特別徴収、固定資産税など)の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入減少等により、市税の納付が困難な場合、市税の支払いを猶予する。令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市民税・県民税(特別徴収)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)など。	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響で、財産に相当の損失が生じた場合 ○新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を廃止、または休止した場合 ○新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が概ね20%以上減少した場合 	納期限が未到来のものは納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要	税務課 (電話:0854-23-3043)
	令和3年度固定資産税の軽減措置について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業等の税負担を軽減するため、事業者の所有する設備等の償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度(2021年度)の固定資産税を、事業収入の減少率に応じて軽減します。</p> <p>【軽減率】 令和2年(2020年)2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入で対前年同期比50%以上減少 → 全額軽減 30%以上50%未満減少 → 2分の1軽減</p>	中小企業者・小規模事業者(個人事業主も含む)	申請は令和3年(2021年)1月31日までに、償却資産を所有する場合は、令和3年度償却資産申告書とともに申告	税務課 (電話:0854-23-3053)
	上下水道料金の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する上下水道料金の支払い猶予する。	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症に関連し財産に相当な損失が生じた場合 ○事業を廃止または休止した場合 ○事業に著しく損失を受けた場合 	令和2年5月分から令和3年3月分まで(猶予期間6カ月)	水道管理課 (電話:0854-23-3380)
	下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予	下水道受益者負担金・分担金の支払いを6カ月猶予する。	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症に関連し財産に相当な損失が生じた場合 ○事業を廃止または休止した場合 ○事業に著しく損失を受けた場合 	令和2年度第1期(8月納期)から令和2年度第4期(2月納期)まで	下水道課 (電話:0854-23-3370)
給付金 融資関係	持続化給付金	<p>事業継続を支え、再起の糧としてもらうため事業全般で広く使える給付金を支給する。</p> <p>【給付額上限】・法人 200万円・個人事業主 100万円</p>	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者(売上が前年同月比で50%以上減少している事業者)農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人	令和2年5月1日～令和3年1月15日	持続化給付金事業コールセンター (電話:0120-115-570)
	家賃支援給付金	売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。	<p>テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月の売上高において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 2. 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少 	令和2年7月14日(火)～令和3年1月15日(金)	家賃支援給付金コールセンター(電話:0120-653-930)
	雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	新型コロナウイルス感染症の影響により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成する。	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1カ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている 	令和2年4月1日から9月30日	ハローワーク安来 (電話:0854-22-2545)

給付金 融資関係	中小企業者等事業 継続支援給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業主の皆様を対象に、事業継続・経営安定化のために広くご利用いただける給付金を交付。 ・法人:20万円 ・個人事業主:10万円	1.令和2年中のいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上50%未満の範囲で減少していること 2.令和2年1月以降に創業した方で、売上高が減少した月があり、かつその月を含む連続した3カ月の売上高の平均と比べて、当該月の売上高が20%以上減少していること	令和2年6月10日から令和3年1月15日まで	商工観光課 (電話:0854-23-3107)
	商業・サービス業感 染症対応支援事業	市内中小事業者が行う新型コロナウイルス感染防止対策や事業継続に向けた新事業展開の取り組みに対して、補助金を支給する。 ○補助対象経費 ・感染防止対策にかかる経費(飛沫拡散防止設備導入、マスクの購入等) ・新事業展開にかかる経費(飲食店のテイクアウト・デリバリーへの対応、店舗改修、備品購入、新商品の開発等) ○補助率4/5、補助上限80万円、対象事業費下限額10万円 ※令和2年4月7日以降に発生した経費に対し、遡及して補助対象とする。	島根県内に本社を置き、安来市内の事業所で次に掲げる対象業種を営む中小企業者 ・小売業 ・宿泊業 ・飲食サービス業 ・生活関連サービス業 等	申請期間 令和2年8月3日から 予約開始日 令和2年7月27日 ※相談・申請は完全予約制で行います。	商工観光課 (電話:0854-23-3104)
	教養・技能教授業等 感染症対応支援事業	顧客が密になりやすい業種であって「商業・サービス業感染症対応支援事業」の対象とならない、教養・技能教授業等の事業者に対し、市独自で「商業・サービス業感染症対応支援事業」に準ずる支援をすることで、安心して運営・利用できる環境整備を促進する。 ○補助対象経費 商業・サービス業感染症対応支援事業の規程を準用する。 ○補助率:対象経費の4/5を補助。 (補助金の上限額を80万円とし、対象事業費の下限は設けないものとする。) ※令和2年4月7日以降に発生した経費に対し、遡及して補助対象とする。	日本標準産業分類区分に掲げる中分類82「その他の教育、学習支援業」のうち、市内に事業所を置く、公的施設を除く事業者 ・教養・技能教授業(ピアノ教室など) ・学習塾 ・博物館、美術館 等	申請期間 令和2年8月11日から ※相談・申請は完全予約制で行います。	商工観光課 (電話:0854-23-3106)
	令和2年新型コロナ ウイルス感染症対策 資金(農業者)	新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となる農業者を支援するため、新たな制度資金を創設する。 ・融資限度額:年間の販売額の減少額または減少見込額(ただし、1,200万円まで) ・返済期間:10年以内(うち、据置3年以内) ・融資金利:年0.1%(ただし、JALまねの支援により、借入後5年間は無利子となります。) (島根県農業信用基金協会の保証料は、不要です。)	新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となった農業者	令和2年3月17日から令和2年9月30日(融資実行分)まで	JALまね やすぎ地区本部 (電話:0854-22-3751)
	経営継続補助金(農 林漁業者)	農林漁業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するための感染防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・施設の導入、人手不足解消の取組を進める場合に、総合的に支援する。	1. 農林漁業を営む個人または法人 2. 常時使用する従業員が20人以上であること。 ※その他要件があります。	1次受付締切:締切しました 2次受付締切:(調整中)	申請を検討されている方は、事前にJALまねやすぎ地区本部生産流通課(電話:0854-28-7800)または、安来市農林振興課(電話:0854-23-3333)までお問い合わせください。 一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金事務局 03-6447-1253
	高収益作物次期作 支援交付金(農業 者)	新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する。	1. 令和2年2月から4月の間に、野菜・花き・果樹・茶の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者。 2. 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること又は今後加入を検討することが確認されていること。	第3次募集:(調整中)	農林振興課 (電話:0854-23-3333)

給付金 融資関係	島根県経営継続・次 期作緊急支援事業	<p>新型コロナウイルス感染拡大が、農業経営に大きな影響を与える中、経営の継続に必要な経費に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約取引生産支援 2万円/10a(上限は現契約分面積または、1経営体あたり100万円) ・生産転換取組支援 肉用牛(肥育・繁殖)1万円/頭(上限50万円/戸)、前記以外2万円/10a(上限100万円/経営体) ・肉用牛の販路拡大取組支援 肉用牛1.8万円/頭(上限120万円/戸) 	<p>新型コロナウイルスへの影響に対応し、契約取引の継続や需要のある生産等への転換を進めようとする生産者</p>	令和2年6月25日～8月31日 日まで	農林振興課 (電話:0854-23-3333)
※募集終了終了しました。					